



平成 18 年 5 月 17 日

各 位

菊池プレス工業株式会社
代表取締役社長 菊池俊嗣
(JASDAQ コード番号 5970)
問い合わせ先
取 締 役 杉 浦 忠 雄
兼 専 務 執 行 役 員
T E L 042-552-1411

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について、平成 18 年 6 月 20 日開催予定の第 53 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法において株主総会の招集地に関する制限が廃止されたことに伴い、株主総会の招集地についての規定を削除するものであります。
- (2) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に限定するため、規定を新設するものであります。
- (3) 取締役会の機動性を向上させることを目的として、取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策が遂行できるよう、取締役会決議による剰余金の配当等に関する規定を新設するものであります。
- (5) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正及び移設など、全般に亘って所用の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 20 日(火曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 20 日(火曜日)

以上

別 紙

変更の内容

(下線部分は変更箇所を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、菊池プレス工業株式会社と称し、英文では K I K U C H I C O . , L T D . と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 . 自動車及びその他の輸送用機器の部品の製造販売 2 . 金属製品の製造販売 3 . 建築用資材部品の製造販売 4 . 溶接機器、金型及び治工具の製作販売 5 . 前各号の事業に必要な技術指導 6 . 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社の本店は、東京都羽村市に置く。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、26,200,000株とする。<u>但し、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第 6 条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 . 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)の数を表示した株券を発行しない。 <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、26,200,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、株式に係る株券を發行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 . <u>前項の規定に係らず、当社は単元未満株式に係る株券を發行しない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載又は記録、質権の登録及びその抹消、信託財産の表示及びその抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、諸届出の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載又は記録、質権の登録及びその抹消、信託財産の表示及びその抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 当社は、前項のほか、必要がある時は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、質権の登録及びその抹消、信託財産の表示及びその抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、諸届出の受理、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、質権の登録及びその抹消、信託財産の表示及びその抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 当社は、前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に<u>随時これを招集する。</u></p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p>3. 株主総会の議長は、<u>取締役社長とする。</u>取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>4. 株主総会の議長は、株主総会の秩序を維持し議事を整理する。</p> <p>5. <u>株主総会は、本店所在地及びその隣接地のほか立川市において招集する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>株主総会においてその議決権を行使することができる。代理権を証する書面は、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u> (本条第1項より移項)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>株主が有する議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、<u>議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>2. 前項の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>3. 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。</u>取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>4. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(員数) 第15条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第16条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 (新設) 2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第19条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期限を短縮することができる。 2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(員数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。 (削除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬) 第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(員数) 第25条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う</u>。</p> <p>(任期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>(常勤の監査役) 第28条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない</u>。</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する</u>。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける<u>財産上の利益(以下「報酬等」という。)</u>は、<u>株主総会の決議によって定める</u>。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第29条 当社は、<u>監査役及び監査役会を置く</u>。</p> <p>(員数) 第30条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする</u>。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) 第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の経手を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第31条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬) 第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 執行役員 第34条 当社は、取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を置くことができる。</p> <p>2. 執行役員の任期は、第35条に定める当社の営業年度とする。なお、営業年度開始日後に就任した執行役員の任期は、就任した日の属する営業年度の末日をもって満了とする。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第34条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第39条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任) 第40条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期) 第41条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 執行役員 第43条 (現行どおり)</p> <p>2. 執行役員の任期は、第44条に定める当社の事業年度とする。なお、事業年度開始日後に就任した執行役員の任期は、就任した日の属する事業年度の末日をもって満了とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 . 当社の取締役を兼務しない執行役員は、12名以内とする。</p> <p>4 . 執行役員に関する事項は、取締役会が定める執行役員規程において定める。</p>	<p>3 . (現行どおり)</p> <p>4 . (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p>
<p>(配当金)</p> <p>第36条 <u>利益配当金は、毎営業年度の末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>2 . <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>利益配当金及び中間配当金については、当社がその支払を開始した日より満3年を経過してもなお受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 . <u>未払の利益配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 . <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 . <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>利益配当金及び中間配当金については、当社がその支払を開始した日より満3年を経過してもなお受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 . <u>未払の利益配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第47条 <u>配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 . <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p>

以上